

長・楽・部 にご参加を!

介護予防スクリーニング検診を受診した後の結果は見返していますか? 検診により、生活機能低下が見られたとしても、必ずしも要介護状態になるわけではありませんが、他の方より危険度は高い恐れがあります。これからも元気でいるために「長・楽・部」で転倒危険度測定や認知症予防に取り組んでみませんか?

●対象者・定員

①介護予防スクリーニング検診により生活機能低下が認められた方(定員14人)

②65才以上の方(定員16人)

※①②ともに要支援・要介護サービス利用者は除きます。

※定員になり次第、締め切りです。また、申込者が少数の場合、中止とする場合があります。

●会場・送迎

会場は、伊奈保健センターです。交通手段がない方で希望者が9人以上の場合送迎を行います。(20人まで)

●プログラム内容

転倒危険度測定・骨密度測定、認知症に関する講話やドリルの実施、シルバリーハビリ体操指導士によるシルバリーハビリ体操の実施、お口に関する講話など、要介護状態にならない為の取り組みを全12回コースで行います。

※対象者①の方には、事業開始

前に地域包括支援センターによる改善に向けたプランを作成します。

●日程(全12回)

次の日程で、毎回午前9時30分〜11時30分まで行います。
第1回 10月20日(水) 第2回 11月10日(水) 第3回 11月24日

●負担額

2000円(骨密度測定を希望される方のみ)

●申込期限

8月23日(月)〜9月30日(土)日、祝日を除く)

※定員になり次第締め切ります。

第4回 12月8日(水) 第5回 12月15日(水) 第6回 12月22日(水) 第7回 1月12日(水) 第8回 1月26日(水) 第9回 2月2日(水) 第10回 2月16日(水) 第11回 2月23日(水) 第12回 3月2日(水)

家庭児童相談

家庭児童相談室では、子ども(18歳未満)の養育に関する悩みごと、子どもにかかわる家庭の人間関係など、児童福祉に関する相談に応じています。

【相談日】

月曜日から金曜日(開庁日)

ひとり親相談

母子家庭・寡婦・父子家庭の方の生活全般の悩みなど、自立に向けた総合的な相談に、母子自立支援員が応じます。また、母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供などにも応じています。

【相談日】
月曜日から水曜日(開庁日)

家庭児童相談・ひとり親相談に共通する事項

相談内容は秘密厳守されます

▼相談方法

◎電話相談 ◎面接相談

▼相談場所

伊奈庁舎児童福祉課・相談室

▼相談電話

☎58・2111(内線1160)

▼相談時間

午前9時〜午後4時30分

※予約できる方は事前に予約してください。

※費用は一切無料です。

マル福制度が小学3年生まで拡大

◆マル福とは

医療福祉制度(マル福)とは、健康保険を使って医療機関にかかった場合の自己負担分を県と市で助成する制度です。

※保険適用外分(例:健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代など)は対象になりません。

現在、小学校未就学児までのマル福制度が、10月から小学校3年生までに拡大されます。

◆拡大対象者

市内に住所のある小学校1〜3年生で、かつ両親それぞれの所得が次の所得制限内に該当する方です。

※重度心身障害者マル福を受けている方は、今お持ちのマル福受給者証を引き続きお使いください。

●所得制限額

扶養人数	所得制限額
0人	401万円未満(控除後の所得)
1人	431万円未満
2人	461万円未満

※以下、扶養人数が1人増えるごとに30万円ずつ加算

◆申請方法・期間・場所

該当者には、8月17日に申請書をお送りします。必要な書類を添付して次の期間に申請をし

てください。なお、所得の確認が取れない方にはその旨の通知をお送りします。

申請受付期間:平成22年8月19日(水)〜平成22年9月2日(木)

日時・場所:●月(金)(祝日は除く)伊奈庁舎・谷和原庁舎

(午前8時30分〜午後5時15分) ※ただし、9月3日(金)以降は伊奈庁舎国保年金課窓口のみの受付となります。

●8月22日(日)伊奈庁舎(午前8時30分〜正午)

●8月29日(日)谷和原庁舎(午前8時30分〜正午)

9月中にマル福受給者証をお送りするために、9月2日(木)までに申請してください。

※申請日当日にマル福受給者証の発行は行いません。

※郵送での申請も受け付けています。

※平成16年4月2日〜平成16年9月1日生まれで、平成23年3月31日までのマル福受給者証をお持ちの方は、今お持ちの受給者証を引き続きお使いください。

新しい受給者証は平成23年2月末の発送を予定しています。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58 2111(内線1184)